

参考資料『これまでの食品表示基準等の改正概要について（一部抜粋）』

事業者の皆さまは、下表をご確認いただき、施行日、経過措置期間にご留意の上、表示の切り替えをお願いします。

公布日	主な改正事項	概要	施行日	経過措置	新旧対照条文
R2. 7. 16 内閣府令第52号	食品添加物に係る表示	「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名（甘味料、着色料及び保存料）及び一括名（香料）について、「人工」及び「合成」の用語が削除されることになった。	R2. 7. 16	R4. 3. 31	
R2. 7. 16	「魚介類の名称のガイドラインに係る新標準和名の提唱手順実施要領」の作成	標準和名の付けられていない魚種について、新たな標準和名を提唱することが可能となる手順が整備された。	R2. 7. 16	なし (R2. 7. 16)	
R2. 12. 25	「日本食品標準成分表」の改訂	国内で常用される食品の標準的な成分値を収載するデータ集「日本食品標準成分表」を文部科学省が5年ぶりに改訂し、「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」を公表。調理済み食品の情報の充実、エネルギー計算方法の変更など全面的に改訂された。	公表日 R2. 12. 25	—	文部科学省HP 
R3. 3. 17 内閣府令第10号	玄米及び精米に係る表示	①農産物検査による証明を受けていない場合であっても、表示事項の根拠を示す資料を保管することで、「産地、品種、産年」の表示が可能になった。 ②「農産物検査証明による」等、表示事項の根拠の確認方法の表示が任意で可能になった。 ③生産者名など、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内へ表示することが可能となった。	R3. 7. 1	なし (R3. 7. 1)	
R3. 6. 1 食品表示法の一部を改正する法律	自主回収の届出の義務化	食品衛生法及び食品表示法が改正され、事業者が食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体へオンラインシステム（食品衛生申請等システム）を使用した届出が義務化された。	R3. 6. 1	なし (R3. 6. 1)	
R4. 3. 30 内閣府令第21号	栄養成分表示の分析方法	「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」が改訂され、新たな分析方法が採用されたこと等から、栄養成分表示等に係る分析方法が整理された。	R4. 3. 30	なし (R4. 3. 30)	
	遺伝子組換え表示	遺伝子組換え表示の義務付けの対象農産物に「からしな」が追加された。 また、特定遺伝子組換え農産物の形質から「高オレイン酸」が削除された。			
R4. 3. 30 「食品表示基準Q&A」の一部改正	しいたけの原産地表示	しいたけの原産地については、種菌を植え付けた場所（植菌地）とすることとなった。	R4. 3. 30	R4. 9. 30	
	アサリの産地表示適正化	「アサリの産地表示適正化のための対策」のうち、原産地表示の規定に関して適用の厳格化された。		なし (R4. 3. 30)	
	食品添加物の不使用表示に関するガイドライン	食品添加物不使用表示に関して表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示を取りまとめた「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が策定された。		なし (R6. 3. 31までになるべく速やかに表示の見直しを行うことが求められている。)	

公布日	主な改正事項	概要	施行日	経過措置	新旧対照条文
R5. 3. 9 内閣府令第 15 号	食物アレルギー表示	「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励していた「くるみ」が、義務表示となる「特定原材料」になった。	R5. 3. 9	R7. 3. 31	
R5. 6. 29 「食品表示基準について」等の一部改正	乳児用規格適用である旨の表示	乳児用規格適用食品である旨の表示の方法は、「乳児用規格適用食品（食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品）」とすることとなった。	R5. 6. 29	R7. 3. 31	
R6. 3. 28 「食品表示基準について」の一部改正	食物アレルギー表示	「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励するものに「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」が削除された。	R6. 3. 28	なし (R6. 3. 28)	
R6. 8. 23 内閣府令第 71 号	機能性表示食品	届出者の遵守事項として、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報を得た場合には、速やかに都道府県知事等に提供するとともに、消費者庁長官に提供すること等を規定。	R6. 9. 1	なし (R6. 9. 1)	
		届出日以降の科学的知見の充実により機能性関与成分について特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でないと消費者庁長官が認めた食品は、機能性表示食品の要件を満たさないことを規定。	R6. 9. 1	なし (R6. 9. 1)	
		届出者の遵守事項として、錠剤、カプセル剤等食品については GMP に基づく製造管理を規定。	R6. 9. 1	R8. 8. 31	
		「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」、また、摂取する上での注意事項として、医薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載する等、表示の方法や表示位置などの方式等を見直し。	R6. 9. 1	R8. 8. 31	
		届出者の遵守事項として、届出者は、遵守事項を遵守していることを届出後一年ごとに自己評価し、その結果を毎年消費者庁長官に報告することを規定。	R7. 4. 1	なし (R7. 4. 1)	
		ア) 当該食品に関する表示の内容、 イ) 食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、 ウ) 安全性及び機能性の根拠に関する情報、 エ) 生産・製造及び品質の管理に関する情報、 オ) 健康被害の情報収集体制及び カ) その他必要な事項について、届け出られるべき情報として具体的に規定するほか、様式等については内閣府告示で定めることを規定。	オ) のみ R6. 9. 1 オ) を除く R7. 4. 1	オ) のみ なし (R6. 9. 1) オ) を除く なし (R7. 4. 1)	
		届出実績がない新規の機能性関与成分について、届出資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認める場合には、販売前の届出資料の提出期限について、原則 60 営業日を特例として 120 営業日とすることを規定。	R7. 4. 1	なし (R7. 4. 1)	
R6. 8. 23 内閣府告示第 106 号		食品表示基準第 2 条第 1 項第 10 号イの別表第 26 の 5 の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示	R6. 9. 1		
R6. 8. 30 内閣府告示第 108 号		機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準	R6. 9. 1		